泉 佐 個 審 第 1 1 号 平成 2 2 年 1 月 2 5 日

泉佐野市長 新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会 会長 前 田 徹 生

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成21年10月7日付け泉佐総総第1578号で諮問のあった「(仮称) 泉佐野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」について、下記のとおり答申します。

記

本件諮問案件は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得により個人の権利が侵害されることを防止するため、住民基本台帳法及び戸籍法の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録した者へ交付の事実を通知し、及び証明する制度(以下「本人通知制度」という。)を創設するものである。

自らの住民票の写し等が第三者に交付されたことを知る権利は、自己情報コントロール権の一部と解される権利であって、本人通知制度の目的は、審査会としても一定の理解ができるものである。例えば、本人の代理人から住民票の写し等の請求がなされ、取得した場合に、当該代理人の情報を委任者に通知し、及び証明することは、不正請求及び不正取得の防止に大きな効果が期待できよう。しかし、いわゆる8業士からの職務上の請求については、このような効果が期待できないだけでなく、逆に、いくつかの問題点が見受けられる。

審査会としては、以下のとおり意見を付すこととしたので、本人通知制度の導入に際しては、これらのことについて、十分に検討されることを要望するものである。

1 8業士からの職務上の請求については、住民票の写し等の交付後、一定の期間(例えば 6月間)を設けた上で本人に通知すること。

弁護士業務においては、その職務の性質上、一定の密行性が要求されるものである。住民票の写し等の交付後、一定の期間を設けた上で通知したからといって、依頼人の適正な権利行使が妨げられるおそれ等を完全に払拭することはできないが、その弊害を軽減しようとするものである。

なお、8業士からの職務上の請求に対する本人通知制度については、反対意見もあったことを付言しておく。

2 8業士の業界団体に対し、職務上の請求用紙の適正な取扱いについての申入れを行うこと。

本人通知制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得により個人の権利が侵害され

ることを防止するためのものである。この目的を達成するためには、業界団体の内部規律 を強化することが最も効果的であると考えられる。

3 本人通知制度に係る事前登録者については、当該個人情報の保護に万全の対策を講じること。

事前登録者の情報は、それだけで社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を含む 可能性がある。よって、その管理については、万全の対策を講じることとされたい。